

人間万事 塞翁が馬

研究テーマ

家族の中で生じる親子間の問題、たとえば、親権、子の監護権、離婚紛争、子どもの権利、子どもの虐待・ネグレクト等の手続について、アメリカ法を比較法として日本法の解釈、裁判基準および法改正について研究しています。

研究の道へ進んだきっかけ

大学4年生の時、就職活動をしようと思ったら、自分に何もアピールする長所がないことに気づき、大学院でもう一度勉強し直そうと考えて、研究を始めました。

研究者になってよかったと思うこと

自分の論文、学会発表や講演が、裁判での主張や判断の参考になったり、法改正の動きの一部に寄与することになったり、社会の変化に少しでも関わっていることです。また、大学生が大学で学ぶ中で、人生の指針を見つけることの手伝いができることです。



座右の銘

人間万事塞翁が馬

その時は失敗だと思うことも、それが人生の転機や成功への方向転換だったりします。

研究とプライベートの両立で工夫していること

家事は同じ研究者の夫と分担していますので、両立についてあまり負担になっていることはありません。たぶん夫の方が分担割合は高いと思います。

人生の転機になった一冊／学生に薦めたい一冊

シェリル・サンドバーグ『LEAN IN(リーン・イン)女性、仕事、リーダーへの意欲』(日本経済新聞出版社、2013)。私はこれまで、女性だからといって尻込みしていたことはないつもりでしたが、知らないうちにジェンダーの枠組みに入っていたのかもしれない。尻込みしている自覚のある人は要注意です。フェイスブックのCOOによる、希望とやる気もたらされる本です。

未来の研究者へ一言

研究をしたら、それを発表することが重要です。どんなに時間をかけて勉強をして議論しても、論文として発表しなければ研究をしたことにはなりません。「業績を作る」ということを大切にして、貪欲に頑張ってください。今から思えば私も未熟な論文を書いてきましたし、今も書くことは怖いです。しかし、一つ一つの仕事が自分の研究を作っていきます。

研究紹介

日本の法律では、離婚、離婚後の親子の交流、および子への養育費支払い等は、まずは父母の協議に委ねられています。しかし、子の奪い合い事件や、子どもの貧困の問題を前に、国家の介入が必要とされる場面が多く現れてくるようになりました。家族法は今、婚姻外の子の相続分差別や夫婦別姓、再婚禁止期間等の最高裁判断が相次ぎ、変化すべき時期を迎えています。時代と合わなくなった条文の見直しや、私事の領域である家族へ、法がどのように介入していくかが問われているのです。



山口 亮子

YAMAGUCHI Ryoko

京都産業大学 法学部 教授

専門分野：民法・家族法

略歴

南山大学法学部卒、熊本大学法学研究科博士前期課程修了、上智大学法学研究科博士後期課程満期退学、上智大学法学部助手、川崎市民オンブズマン専門調査員、山梨大学教育学部講師、同教育人間科学部助教授、ペンシルバニア大学ロースクール客員研究員を経て、2007年より京都産業大学法学部教授

最近の主な論文・評釈

- 「ハーグ子奪取条約・実施法と「子の引渡し」」
『代理人のための面会交流の実務』
(民法法研究会、2015)
- 「国内的な子の奪い合い紛争の解決と課題」
『離婚紛争の合意による解決と子の意思の尊重』
(日本加除出版、2015)
- 「子の監護権と転居—アメリカにおけるRelocation問題—」
産大法学48巻3・4号(2015)
- 「アメリカ」
『親権法の比較研究』(日本評論社、2014)
- 「アメリカの養育費制度についての一考察」
産大法学46巻3号(2012)

My Hobby

旅行です。特に最近はアメリカの国立公園でトレッキングとカヤックを楽しんでいます。

BEST SHOT

就職した卒業生が帰ってきては、よくみんなで集まっています。